

平成20年（2008年）紀北町3月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成20年3月6日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年3月6日（木）

応 招 議 員

2番	中村健之	3番	近澤チヅル
4番	家崎仁行	5番	川端龍雄
6番	北村博司	7番	玉津 充
8番	尾上壽一	9番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上村晴彦
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	谷口房夫	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

19番 奥村武生	20番 東 清剛
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少し時間をいただきたいと思います。

先般、2月6日に開催されました第59回全国町村議会議長会定期総会において、町村議会議員として27年以上在職の方に対する自治功労表彰があり、当町議会において北村博司議員が表彰を受けられました。

北村博司君は、昭和50年以来紀伊長島町議会議員に当選すること7回、さらに、合併後の紀北町議会議員選挙においても当選され、在職28年7ヵ月に及び、常に町政発展のために尽瘁されました。その間、紀伊長島町議会議長に就任すること2回、また、合併前には合併調査研究特別委員会の委員長に就任するなど、その円満なる人格と卓越した手腕とにより、町議会の円滑な運営に多大の貢献をされました。本日、ここに表彰状の伝達を行いたいと思います。

北村博司君、前へお願いいたします。

(表 彰 状 の 伝 達)

議長

以上で表彰状の伝達式を終了します。

お時間、どうもありがとうございました。

それでは会議を進めます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君、所要のため欠席という連絡を受けております。

また、11番 入江議員より少し遅れるとの連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

議長

平成20年3月紀北町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私きわめてご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であり、平成20年度における町政の運営方針につきましては、後刻、奥山町長から説明がございますが、議会といたしましては、全町民の福祉増進の見地から十分に審議を尽くし、町民の要望を町の諸施策に反映すべく努力いたし

たいと存ずるものでございます。いまだ寒さ厳しきおりから、議員各位には十分ご自愛のう
え、議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶
といたします。

それではこれより、平成20年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程等につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承
ください。

なお、今期定例会においては、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員によるテレ
ビ撮影等を許可することといたしたいと思っております。

議長

それでは会期日程並びに議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(会 期 日 程 ・ 議 事 日 程 朗 読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

19番 奥村武生君

20番 東 清剛君

のご両名を指名いたします。

日程第2

議長

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、3月6日から3月21日までの16日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月21日までの16日間とすることに決定いたしました。

日程第 3

議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る2月29日に議会運営委員会が開催され、今期定例会にかかる運営等について協議いただき、すでに配布済みのおり確認をいたしておりますので、ご報告申し上げます。

まず、定例会に提出され受理した案件は、議案第9号から議案第32号までの24件であります。また、陳情については議運での協議の結果、住民の意思を尊重すべきであるということからも、請願と同様に取り扱うことと決定をいただき1件受理しておりますので、ご報告申し上げます。

なお、請願についてであります。議会運営委員会において協議いただき、正式に提出があった場合には議長の取り扱いとすることで確認をいただきました紀勢国道事務所の執行体制等の拡充を求める請願書は、見送るとの連絡がありました。今期定例会への提出はありませんので、ご了承ください。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査についてであります。平成19年度普通会計の1月分と水道事業会計の1月分について、監査委員より報告を受けて

おります。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

また、地方自治法第 199条第 9 項の規定による定期監査について、監査委員より結果報告を受けております。全議員に配布させていただいておりますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会等の開催についてであります。三重紀北消防組合議会は 3 月 26 日の午前 10 時から、荷坂やすらぎ苑組合議会は 3 月 27 日の午前 10 時からで、紀北広域連合議会は同じく 27 日の午後 1 時 30 分から開催します。東紀州農業共済事務組合議会は 3 月 28 日の午前 10 時からの開催となっております。多忙な折りとは存じますが、出席方、よろしくお願い申し上げます。

次に、議長会関係についてであります。2 月 22 日に開催された理事会において、大台町議会議長の改選に伴い、副会長に欠員が生じたため選挙が行われ、新たに多気町議会議長の寺村龍介氏が就任することに決定いたしました。

また、三重県市町村退職手当組合議会についても同様に欠員が生じたため、協議の結果、明和町議会議長の森島啓之氏が選出されました。また財団法人三重県市町村振興協会評議員については、寺村副会長が選出され推薦することに決定いたしました。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、奥山町長はじめ、喜多教育委員長、佐野監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので報告いたします。

次に、議会運営委員会において確認された事項について報告いたします。

まず、一般質問については、通告書の受け付けについては本日の午前 8 時 30 分から、明日、第 2 日目の午後 2 時までとなっております。質問の要旨については具体的に記載していただき、答弁を求める者、資料を要求される方は必ず記載しておいてください。質問の持ち時間は 30 分以内とし、残り時間の周知方法であります。持ち時間が残り 5 分となったときに事務局長の席の前に黄色のカードをかかげ、質問者に周知することといたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。1 日 1 常任委員会の開催とし、今期定例会においては 10 日が教育民生常任委員会、12 日が総務財政常任委員会、13 日が産業建設常任委員会の開催ということになります。なお、一般質問の日程であります。理事者から一般質問の本会議については 3 日間いただきたいとの要望がございました。議会運営委員会での協議の結果、19 日を一般質問の予備日とすることで確認をいただきました。

したがって、質問者の人数や議事の進行状況により、皆様にお諮りすることになった場合には何とぞ、よろしくご協力のほどお願いいたします。

次に、みえのみち整備促進協議会の構成団体である各協会等の会長から道路財源に係る意見書の議決についての依頼がきております。本件については、議運での協議において産業建設常任委員会で協議していただくということで確認されております。本日、私からその旨を産業建設常任委員長に対し申し上げ、ご協議をしていただくようお願いすることといたします。

次に、兵庫県西宮市に事務所を置く日本熊森協会からの意見書提出に関する陳情についてであります。議運での決定は、全議員に配布することとし、その趣旨に賛同される議員でもって提案することで確認がされております。なお、委員会付託の関係もありますので、提出される場合は明日の午前中に事務局まで申し出てくださるようお願い申し上げます。また、三重県農水商工部長並びに生活部長の連名でもって、女性農業者の農業委員への登用についての要望書がきております。配布させていただいておりますのでご覧ください。

最後に、小・中学校の卒業式及び幼稚園の卒園式の日程であります。中学校については3月11日、小学校は3月19日であります。それぞれ休会としておりますが、3月19日については一般質問の進行状況によっては、午後から本会議ということも考えられますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

長島幼稚園の卒園式は3月24日ですが、引本幼稚園と船津幼稚園については3月21日となっております。定例会最終日ということですので、各幼稚園には議長名でお詫びの文書をと、電話にて連絡することにさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

議長

次に日程第4 行政報告につき町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、3件の行政報告をさせていただきます。

まず、1件目は、「お魚らんど海山」についてであります。平成20年2月8日に開催された臨時会において、上程させていただきました、「お魚らんど海山」にかかる仮処分命令申立事件の和解金を定め、和解することにつきましては、原案どおりご承認をいただきありがとうございました。

その結果をもって、平成20年2月12日に、津地方裁判所において平成19年（ヨ）74号 不動産仮処分申立事件の審尋に臨み、和解勧告どおり和解することができました。

明け渡しの期日につきましては、和解条項の2で、「債権者は、債務者らに対し、本件施設の明け渡しを平成20年3月12日まで猶予し、債務者らは、債権者に対し、同日限り本施設を明け渡す。」となっておりますが、債務者らは、すでに撤去の準備に入っております。

明け渡しの完了は、債務者の2者とも完了した段階で、受け渡しの状況検査を行って完了とし、和解金の支払いは、明け渡し完了の日から1週間以内に支払うことになっております。

また、先に退去している島本氏につきましては、同じ時期に解決金を支払うことになっております。

一方、町と国交省との移転補償契約でございますが、本議会の32号議案に上程いたしております。ご承認をいただいた後、直ちに契約するはこびとなっております。

なお、建物の撤去であります。本議会の平成19年度紀北町一般会計補正予算第5号に、その費用を計上しており、議決後、取り壊し工事の発注準備に入りたいと考えております。

また、建物の資材や備品の処分につきましては、再利用可能なものは公共施設において利用し、不要なものについては売却や廃棄処分する予定でございます。

2点目であります。有限会社浜千鳥リサイクルより、本年1月17日付けで、本町に対して損害賠償を求める訴訟が津地方裁判所に提起されたことにつきましては、去る1月30日の臨時議会においても、行政報告をさせていただいております。現在、津地方裁判所で訴状の審査が行われております。訴状審査が済むと、一般的には、訴状審査後の訴状が、「第1回口頭弁論期日呼び出し状」及び「答弁書催告状」とともに、本町の訴訟代理人の所へ送達されてきますので、訴状が届きしだい議員の皆様にご説明申し上げます。

訴訟代理人につきましては、平成19年10月4日に、有限会社浜千鳥リサイクルの訴訟代理人から本町の訴訟代理人でありました楠井法律事務所に「来週か再来週に損害賠償請求を津

地裁へ提起する」旨の連絡が入りましたので、本町といたしましては、答弁書の作成等にすばやく対応できるよう平成19年10月19日付けで、前産廃訴訟の1審からの全容を熟知されている楠井・坪井両弁護士に訴訟代理人のお願いをさせていただいたものであります。

なお、本件訴訟には前産廃訴訟の内容を熟知され、産廃問題や行政法に詳しい弁護士が最適であると判断し、従前から携わっていただいた梶山・小林弁護士を選任いたしたいと考えております。さらに、廃棄物処理法や行政法等に明るい弁護士を補充し、万全の体制で本件訴訟に臨みたいと考えております。

今後、損害賠償義務の成否を争うこととなりますが、本町といたしましては、必要な主張・立証を行うべく最善の努力をしてみまいますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3点目は、副町長の人事についてであります。先般、三重県から人事異動に伴う副町長の帰還要請があり、北村副町長から本年3月31日をもって退職したい旨の申し出がありました。

北村副町長におかれましては、町行財政改革を積極的に推進し、地方債残高の減少や基金残高の増加等財政の健全化に努め、今後の行政運営の基礎を築いていただきました。また、年末港市や渡利かき祭り等の開催による地元産業の発展や観光振興等、さまざまな面でご尽力いただき、私といたしましても北村副町長のような優秀な人材を手放さなければならないことは誠に残念でありませんが、約2年前に三重県に無理を申し上げ、当町の初代副町長に就任していただいたこともあり、やむをえないことと考えております。

つきましては、現在、後任の副町長を引き続き三重県から派遣していただきたいと要請しているところであり、三重県の人事異動の発表が今しばらくかかることから、今定例会の最終日に選任同意の議案を提出させていただきたいと考えておりますので、ご承認くださるようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

議長

次に日程第5 町政の一般説明を行います。

それでは町長の発言を許可いたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、予算並びに諸議案をご審議していただくにあたり、私の町政に対する所信の一端を申し述べ、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、政府の見通しによりますと、国内の景気は、このところ一部に弱さが見られ、回復しているものの、一方では、地域間の回復にばらつきが見られ、また、中小企業の中にも、景気回復が及んでいないところが多くあります。今後、サブプライム住宅ローン問題等を背景とする金融資本市場の変動や米国経済の動向、原油価格の高騰が景気に与える影響について注視する必要があるといわれております。

このような状況の下、国におきましては、財政健全化に向け、安定した成長を図り、平成23年度には、国と地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するなど、歳入、歳出一体改革をさらに進めております。

本町におきましても、行政の無駄を省き、厳しい財政状況に対処するため行財政改革を推進しておりまして、目標といたしましては、「住民満足度の向上と分権型社会に向けた住民参加と協働による行財政運営の推進」であります。この目標に沿いまして、アクションプログラムを策定し、行財政改革を進め、財政健全化に努め、地方分権に対応でき、しかも自立できる町をめざしてまいります。

こうした状況を念頭に置き、平成20年度に計画いたしました新規事業の主なものとしまして、安全で安心なまちづくり関連事業では、相賀小学校の改築を進めるための調査設計と、全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備を行ってまいります。また、福祉関連事業では、腎臓機能障害者の交通費軽減の補助金の新設や、国の医療制度改革により、本年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、高齢者の方々に安心してもらえる医療体制が整備できるよう事業の推進を図ってまいります。

それでは、紀北町第1次総合計画に基づき、予算を措置しました平成20年度の重点的な施策について申し上げます。

施策の大綱の1つ目といたしまして、「自然と共生し、快適で安心してくらするまちづくり」であります。

まず、生活安全の確保であります。いつ起こってもおかしくないといわれております東海地震、東南海地震、南海地震の発生への対応でございます。

このような大地震が発生しますと太平洋沿岸地域では、津波が襲来し、壊滅的な被害を受けることが確実視されており、被害を全くなくすることは、不可能と考えられていますが、これらの被害を少しでも軽減することは可能でありまして、行政の最も重要な施策の一つであります。

このため、緊急地震速報、津波情報等を各家庭に瞬時に知らせる全国瞬時警報システム、（Jアラート）の設置をいたします。この全国瞬時警報システムは、緊急地震速報、津波情報等を住民に対して防災行政無線の戸別受信機等を通じて緊急情報を瞬時に伝達するシステムでございます。

次に、消防・救急体制の整備についてであります。

消防業務におきましては、火災から住民の生命、財産を守るため、海野地区の防火水槽設置工事、消防団資機材運搬車の購入などを行い消防力の強化に努めます。

また、救急業務は、年々増加しておりまして、傷病者の救命率の向上が急務であります。このため救急隊員がより高度な技術の習得に努め、医療機関との密接な協力体制を構築する必要があります。また、各地区の代表的な避難所にAED（自動体外式除細動器）を設置いたします。

次に生活環境の整備であります。

環境施策としましては、リサイクルセンター施設管理事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、不燃物処理施設管理事業においては、ごみの分別強化とリサイクルに努めてまいります。また、環境保全のため水質検査や大気測定及び廃棄物の不法投棄の監視強化などを行ってまいります。

次に港湾・海岸整備につきまして、長島港では、継続中の「県営海岸高潮対策事業」及び「港湾施設改良統合事業」により、老朽化が著しい護岸・堤防の整備を促進します。

また、引本港では、防潮扉の「自動電動化事業」の継続とともに、昨年度に引き続き、老朽化した堤防・護岸の「補強・補修調査事業」を実施いたします。

次に、河川整備及び砂防・急傾斜地対策の推進では、平成16年9月の豪雨災害によって甚大な被害を受けました。現在、船津川及び赤羽川の災害復旧が三重県によって平成21年度の完成を目標に進められていますが、できる限り早期に完成されるよう推進してまいります。また、防災上で整備が必要な砂防・急傾斜地対策についても引き続き施設整備の促進に努め

ます。

次に交通・通信体系の道路網整備では、本年度中に「近畿自動車道紀勢線」の紀勢インターチェンジが供用開始されます。さらに平成24年度中には、「紀伊長島インターチェンジ」までの開通を目指しております。

現在、紀伊長島区の田山地内では、「荷坂トンネル工事」が着工されています。また、海山区では、「銚子川橋梁工事」・「高丸山トンネル工事」「始神道路建設工事」など、数箇所ですべて着々と工事が進められています。

本町といたしましては、国や県に協力し、県知事が目標として宣言している平成25年の伊勢神宮式年遷宮に合わせた熊野市までの開通について尽力してまいりたいと考えております。

このため、高速道路関連事業としまして、国からの受託事業により紀伊長島区の加田地内の「町道古里江ノ浦線」、及び「加田2号線」の整備を行います。

また、県営事業では、「国道422号・紀伊長島インター線」「県道矢口浦上里線」の整備を引き続き推進します。

次に、町道整備事業では、紀伊長島区の「永長線・山本踏切拡幅工事」が平成20年度で完成いたします。また海山区では、「船津駅前線道路改良事業」「小山山側線道路改良事業」等の道路の整備を行います。

次に施策の大綱の2つ目といたしましては、「互いに支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

全国的に高齢化が進んでいる中、本町におきましては、町民の3人に1人が65歳以上の高齢者という全国平均に比べ非常に早く高齢社会をむかえております。高齢者にとりましては、住みなれた土地で安心して生きがいをもって健康に生活できることが一番の望みであると考えております。このためには、高血圧、糖尿病などの生活習慣病を予防し健康寿命を伸ばすことが重要であり、健康で地域に住み続けるためには、「地域の人は地域で支える」という理念の下で自立支援体制を構築する必要があります。

本町では、健康教育・相談・健診・訪問指導を行い、住民の健康増進に努めておりますが、他の地域に比べ、糖尿病、高血圧などの生活習慣病が多くみられます。このような病気を予防し、住民の皆様が健康で長生きし、快適に暮らやる社会を築くことは、町の責務であると考えております。

また、町民の皆様方も「自分の健康は、自分でつくる」という考えを持ち、日ごろから健康に留意していただきたいと思っております。

地域保健施策といたしましては、2年間行ってきました国保ヘルスアップ事業のフォロー事業を行うとともに、引き続き健康教育、健康相談、各種ガン検診事業などを実施してまいります。また、高齢者の健康対策としましては転倒予防・認知症予防教室などの地域支援事業や、インフルエンザ予防接種事業を実施してまいります。

高齢者福祉施策としましては、国の医療制度改革により、本年4月から75歳以上の高齢者と一部65歳以上で一定の障害がある方を対象に後期高齢者医療制度が施行されます。これまでの老人保健制度で指摘されておりました、財政運営の責任や現役世代と高齢者の費用負担を明確にすることなどを踏まえ、三重県下の市町が加入した三重県後期高齢者医療広域連合が主体となり、また、各市町においては、後期高齢者医療特別会計を設け、実施することとなっております。市町での役割は、加入脱退の届出の受付、保険証の引渡しなどの窓口業務や保険料徴収などが主なものとなっておりますが、よりよい制度とするため今後とも尽力してまいりたいと考えております。

また、引き続き、寝たきり老人等福祉保健手当の支給、一人暮らしの高齢者の緊急事態に対応するための緊急通報装置の設置、配食サービスなどを行ってまいります。

次に、母子保健および児童福祉対策であります。わが国では、晩婚化や未婚率の上昇などにより、出生率が低下し、少子化が進んでおります。このため、子育てをしやすい環境の整備を図り、次代を担う児童の健全育成と自立を積極的に支援していく必要があります。

施策といたしましては、保育所運営対策として障害児保育などの私立保育所保育対策事業や児童保育事業を実施いたします。また、子育て支援センターの運営に対し助成を行うとともに、安心して出産できるように、公費負担による妊婦健康診査の回数を増やし助成いたします。

次に、障害福祉対策としましては、平成18年度から障害者自立支援法が施行され、福祉サービスを利用するための仕組みが一元化されたところでありますが、この法律の施行に伴いサービス利用者も所得に応じた負担をしていただくことになり、利用者の負担や、サービス事業所の運営にも影響がでたこともあり、制度の見直しが求められ、国や県において軽減策が打ち出されるなど、制度の充実が図られているところであります。

施策としましては、医療費の助成、「ひのきの会」運営助成及び障害者自立支援法に基づく障害者介護・訓練等給付事業地域生活支援事業等を行うとともに、かねてから検討してまいりました、じん臓機能障害者に対する交通費の助成につきましても、財政の厳しい折であります。今年度から一部を助成するという形で実施させていただきます。

次に施策の大綱の3つ目といたしましては、「地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり」であります。

農業振興施策としましては、広域型県営事業である中山間地域総合整備事業を実施してまいります。その内容につきましては、農業基盤整備として用排水路、井戸、ポンプ等の取水施設の改修、農道の舗装などを中心に実施してまいります。また同時に生態系保全施設整備と活性化施設整備もあわせて実施し、生態系に配慮した調和のとれた景観づくりも推進いたします。

中山間地域総合整備事業の事業期間は、平成20年度から7年間の計画であります。

林業振興施策としましては、引き続き、森林整備地域活動支援交付金事業、造林事業などにより適正な森林の管理を促進し、持続的な生産のための「生産林」とCO₂の吸収による地球環境の保全など、森林の有する多面的機能を重視した「環境林」の公益的機能の向上を図ってまいります。

地元材等支援対策制度については、現在実施している木造住宅新築奨励金交付事業を継続してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、猟友会によるニホンザル・イノシシ・ニホンジカ等の捕獲駆除や、害獣防止用に防護柵設置に係る資材費用に対する補助を中心に対策しておりますが獣害による被害は、増加の傾向にありますので地域住民の方々と協議し、獣害対策を図ってまいります。

水産業振興施策といたしましては、漁業担い手対策事業、漁協基盤強化対策資金利子等負担金事業、外国人漁業研修生受入対策事業、水産資源増殖事業などを実施し、水産業の振興を図ってまいります。また、水産資源管理の面からも海の環境保護に配慮し、持続可能な漁業が営まれるようソフト面にも力を入れてまいります。

商工業の振興施策としましては、中小企業の指導的役割を果たしている商工会と連携して、中小企業指導育成事業への支援を引き続き行うとともに、合併後継続して開催され、大好評であります、年末・きいながしま港市や、渡利かきまつりなど、地域の特産品のPRや販路の拡大に向けた取り組みへの支援を行ってまいります。

観光振興施策としましては、「銚子川流域の魅力アップ推進」の事業として、熊野古道や銚子川流域の資源を連携させ、総合的な活用を推進し、地域の一層の魅力向上と活性化を推進するため、旧海山町で平成5年から実施した「銚子川流域の温泉開発の可能性調査」を踏まえ、温泉を活用した銚子川流域の整備に関する計画を策定し検討を進めてまいります。

さらには、本町に多くの観光客を招き入れるためのしかけづくりについて、地域づくり団体等と協議し進めてまいります。また、観光協会との連携を強化し、情報の受信・発信の充実を図るとともに、こども農村漁村体験交流事業などへの取り組みを進め、町内の地域資源を活用した自然体験や産業体験など、体験交流の受入環境の整備充実を図ってまいります。

次に、レクリエーション都市の整備として、熊野灘臨海公園の整備については、社会情勢の変化に対応しながら、利用者のニーズに即応するよう、柔軟に計画を見直しして事業の推進を図ります。平成20年度におきましては、紀伊長島区では、「片上地区公園」の園地や園路等の整備が行われます。また、海山区の「大白地区公園」では、多目的広場や元谷川の整備が行われます。

また、団塊世代の定年退職者や若者に情報を発信し町内への定住を促進するため、「空き家バンク制度」につきまして町のホームページを活用したシステムの構築を進めてまいります。

次に施策の大綱の4つ目といたしましては、「豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり」であります。

今日の教育を巡る社会状況は、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、環境問題等の著しい社会変革の中、世代間や地域住民の連帯感が薄れるとともに、家族や地域についての価値観の変化など、子供達の健やかな成長に影を落としております。

平成18年に改正されました教育基本法では、これまでの教育基本法の普遍的な理念に加え、道徳心、自立心、公共の精神などが盛り込まれております。

こうした状況の中「確かな学力」を育成し、「生きる力」を育むことを理念とした現行の学習指導要領は実施以来6年が経過いたしました。平成20年2月、さらに基礎学力の充実を重視した改定が加えられました。

各学校・園はその趣旨に添って、創意工夫を生かした特色ある取り組みを行うことによって、自ら学び、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力などの確かな学力を涵養し、生きる力を育むという教育実践が求められております。

豊かな自然と伝統・文化に恵まれた本町の子供たちが健やかに成長するよう、学習指導要領、県教育委員会の学校指導方針や、多様化する住民の生涯学習についてのニーズなど本町の実情に留意しながら、本年度は次のような課題を念頭において、本町の教育基本方針を設定し、諸施策を進めていきたいと考えております。

学校教育における重要課題は、基礎学力の充実と個性の伸長を図りながら子供たちが安

全で安心な学校環境を整えることであります。

かねてから懸案でありました学校施設の耐震につきまして、すべての学校の耐震調査が終了いたしました。

その調査結果を総合的に判断いたしまして、相賀小学校の改築をまず進めることとし、実施設計に向けた予算を計上いたしました。

子供たちに安心して教育が受けられる環境整備はもとより、この地域の避難場所になることから、防災面からも住民の皆様の安全を図っていくうえで相賀小学校の改築を進めてまいります。また、ほかの学校施設につきましては、来年度以降順次、補強工事を進め安全で安心な学校施設の整備を進めてまいります。

次に、すべての子供達に行き届いた教育を行うこととし、昨年に引き続き特別支援学級や普通学級に在籍する、介助を必要とする児童生徒のため臨時介助教員を配置いたします。

すべての児童・生徒それぞれが、他人の尊厳を重んじられることが大切であり、障害のある子とない子が区別されることなく、同じ社会の一員として、ともに学び、ともに理解するために、健常者と同じ学級で教育を受けることのできる環境の充実を図ります。

生涯学習においては、優れた芸術や文化に触れる機会を多く提供することに努め、町民のニーズに対応した目的別・対象別の事業の実施など学習活動のより一層の充実をめざします。

また、世界遺産の熊野古道については、町外に対する情報発信や世界遺産に指定された古道の保全と活用に努めるとともに、ふるさとの伝統文化の伝承を願い、各種文化活動を推進します。

生涯にわたってスポーツをすることは、町民の健康づくりの上からも重要なことであり、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、町民に楽しくスポーツに触れ合う機会の提供に努めます。またスポーツ活動は、町民の生きがいがづくりに大きな役割を果たしており、人と人との交流を深めますので活力あるまちづくりにつながると考えております。

次に、施策の大綱の5つ目といたしましては、「自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり」であります。

近年、地方分権がいわれ、自治体が自ら意思を決定し、責任を持つ体制、すなわち自立が求められております。このためには、健全な財政運営の確保が必要であります。

平成19年6月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、新たな地方財政健全化制度がスタートいたしました。この法律では、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期健全化措置を導入することで住民のチェック機能を働かせ、財政再建を

促すことを柱といたしております。

具体的には財政指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等については平成20年度決算から適用されることとなっております。この法律は、4つの指標、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」を基に2つの基準「早期健全化基準」「財政再生基準」で自治体の財政状況をチェックいたします。

本町におきましては、すべての指標において基準を下回っている厳しい財政状況でありますので、これからも引き続き行財政改革を推進し、財政健全化に努めてまいります。

行財政改革の成果としまして具体的には、人件費におきまして退職者に対し、新規採用を抑制することにより、一般会計におきましては、前年度と比較しまして、職員数を9人減少したことから一般職の給与費を、8,841万4,000円削減いたしました。地方債におきましては、対標準財政規模では県下で最も悪い状況でありましたが、これを低減するため、普通交付税で措置されない地方債の繰上償還や新規借入額の抑制によりまして、地方債残高は、平成20年度末で124億円となる見込みで、平成17年度末にくらべ、21億円減少するものであります。

一方、基金残高は、平成20年度末には、19億円になる見込みであり、平成17年度末にくらべ8億5,000万円増加するものであります。

また、新たな財源の確保としまして、ふるさと納税制度の導入があります。いわゆる寄付金の税額控除制度でありまして、本町としても三重県と連携し、寄付金の受け入れ体制の整備を進めてまいります。

なお、津地方裁判所に提訴されております産廃訴訟に係る損害賠償請求事件につきましては、本町訴訟代理人の弁護士と協議し、適正に対処してまいります。

以上の重要課題のほかにも、関係各位の皆様からたくさんの要望がありますが、限られた予算の中で充分配慮しながら「最小の経費で最大の効果を上げること」を念頭におき、町政の推進に最善の努力をし、この町に住んでよかったと思えるような町づくりをしたいと考えております。

住民の皆様並びに議員各位のご協力を心からお願い申し上げまして、私の所信表明を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

議長

以上で町政の一般説明を終わります。

議長

ここで10時45分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 27分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

日程第6～日程第29

議長

続きまして議案に入ります。

お諮りします。

日程第6 議案第9号から、日程第29 議案第32号までの24件については、提案者より提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定いたします。

それでは提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、本議会定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第9号 紀北町後期高齢者医療に関する条例

であります。医療制度改革による後期高齢者医療制度が本年4月から施行されることに伴い、町における事務等を定める必要が生じたので、本条例を制定しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

であります。老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」へと全面改正されたことに伴い、本条例中、「老人保健法」とあるのを「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

であります。健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、一部負担金、基礎賦課限度額等について変更する必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例

であります。「老人保健法」の「高齢者の医療の確保に関する法律」への全面改正等に伴い、課の事務分掌の一部を変更する必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町特別会計条例の一部を改正する条例

であります。紀北町簡易水道事業特別会計を廃止し水道事業会計に統合することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例

であります。消防団員の定員を470人から420人に見直すこと及び団長補佐の職を廃止することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第16号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

この2議案につきましては、紀北町消防団の団長補佐の職を廃止することに伴い、本条例それぞれの別表から団長補佐を削除する必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

であります。北部簡易水道事業を地方公営企業法に適用させるにあたり、給水人口、1日最大給水量等を改める必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

であります。紀伊長島区における開発行為負担金徴収の廃止及び北部簡易水道事業を地方公営企業法に適用させるにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例

であります。紀伊長島区及び海山区の料金体系を統一するにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,489万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億4,925万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、町税6,746万9,000円、地方交付税1億円の増額、国庫支出金では、高速道路整備関連受託事業委託金8,092万4,000円の減額を含め、9,330万円を、県支出金では3,503万2,000円を、基金繰入金8,250万9,000円をそれぞれ減額、諸収入ではお魚らんど海山の移転補償金6,666万9,000円を含め1億2,063万円の増額、町債4,830万円を減額しようとするものであります。

一方、歳出予算では、総務費におきまして、基金への積み立て1億7,966万9,000円を増額、その他各款に計上いたしました事業費の確定などに伴う補正であります。

また、併せて繰越明許費、地方債補正を計上しております。

議案第21号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,651万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億568万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、国民健康保険料 1,420万 6,000円を、国庫支出金 5,329万 8,000円を、県支出金 932万 7,000円をそれぞれ減額するとともに、共同事業交付金 9,387万 6,000円等を増額しようとするものであります。

一方、歳出予算では、保険給付費 1,888万円を増額、老人保健拠出金 2,867万 6,000円を減額、共同事業拠出金 3,632万 6,000円等を増額しようとするものであります。

議案第22号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第3号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億 4,241万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億 1,977万 4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算では、支払基金交付金 7,076万円、国庫支出金 8,157万 8,000円、県支出金 1,373万 2,000円をそれぞれ減額するとともに、一般会計からの繰入金 2,366万円を増額しようとするものであります。

歳出予算では、総務費で通信運搬費18万円、医療諸費で医療給付費1億 4,233万円を減額しようとするものであります。

議案第23号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,100万 4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億 182万 7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、諸収入で高速道路建設事業補償料 713万 9,000円を、町債で 380万円等をそれぞれ減額しようとするものであります。

一方、歳出予算では、簡易水道事業費で北部簡易水道施設整備事業費 1,085万 2,000円等を減額しようとするものであります。

また、併せて、繰越明許費、地方債補正を計上しております。

議案第24号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

であります。歳出の総務費で職員人件費 108万円を減額し、予備費に同額を増額、歳入歳出予算の総額は補正前のまま1億 7,755万 7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 平成19年度水道事業会計補正予算（第3号）

であります。収益的収入及び支出につきましては、収入として水道事業収益、3,903万 3,000円を増額し、総額を3億 7,818万 6,000円に、支出では水道事業費用44万 2,000円を

減額し、総額を3億3,399万6,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入として資本的収入5,973万6,000円を減額し、総額を2億8,296万9,000円に、支出では資本的支出5,999万7,000円を減額し、総額を5億4,195万5,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,898万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算

であります。予算総額は、歳入歳出とも84億2,510万6,000円で前年度比1.2%の増となっておりますが、公的資金繰上償還等の特殊要因を差し引くと82億2,545万8,000円で前年度比1.2%の減となり、財政状況が厳しい中、昨年に引き続き緊縮型予算となっております。

歳入予算では、町税が15億1,269万1,000円、地方譲与税で9,700万円となっております。昨年度と同様、三位一体改革に伴う税源移譲に伴い、所得譲与税が廃止され町民税に転化されております。

ほかに、地方消費税交付金1億8,000万円、地方交付税38億4,000万円、分担金及び負担金1億561万1,000円、使用料及び手数料1億5,079万4,000円、国庫支出金5億3,153万8,000円、県支出金5億8,037万3,000円、繰入金では財政調整基金など2億3,628万2,000円、町債は合併特例債、過疎対策事業債、臨時財政対策債などで8億1,820万円をそれぞれ計上しております。

一方、歳出では、議会費で、議員活動費及び議会事務局費8,917万1,000円のほか、総額1億1,601万8,000円を計上しております。

総務費では、本庁舎及び支所管理費、町広報発行やCATV行政放送の費用、町税賦課徴収費用、戸籍住民登録費用、三重海区漁業調整委員会委員選挙執行費、基金管理事業として地域振興基金積立金など総額11億9,802万1,000円を計上しております。

民生費では、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金、紀北広域連合運営事業負担金、老人ホーム赤羽寮の管理運営経費、各福祉施策に要する経費といたしまして、総額21億1,495万円を計上しております。

衛生費では、住民検診や健康づくりなどの予防費、リサイクルセンター、最終処分場、クリーンセンター、火葬場などの維持管理経費、浄化槽設置者への補助経費など総額で、7億7,317万円を計上しております。

農林水産業費では、農業費として農業委員会運営費、中山間地域総合整備事業、比幾、和具の浜施設管理費用を、林業費として町有林整備費等を、水産業費では漁業の担い手対策や高齢者対策、種苗放流、長島漁協及び海山漁協の組織緊急再編対策に係る利子補給、外国人漁業研修生受入に係る経費など総額で3億93万3,000円を計上しております。

商工費では、中小企業育成のための商工会への補助、道の駅、キャンプ場の委託料、温泉施設の管理などや燈籠祭、大白祭、年末港市に対する助成など総額で2億1,218万4,000円を計上しております。

土木費では、町の管理する道路・橋梁・河川・住宅などの管理費のほか熊野灘臨海公園施設の管理費、高速道路整備関連として国からの受託を受けた道路改良など総額で7億2,348万2,000円を計上しております。

消防費では三重紀北消防組合への負担金、消防団の活動費に加え地震・津波情報を各家庭に知らせる全国瞬時警報システム（Jアラート）整備費用など総額で5億6,281万7,000円を計上しております。

教育費では、学校施設、給食施設、生涯学習施設の維持管理費に加え、相賀小学校改築に向けた調査設計費、放課後子ども教室推進事業など総額で6億7,152万3,000円を計上しております。

公債費では、町債として借り入れたものの元利償還金、公的資金繰上げ償還費用として17億4,200万8,000円を、予備費には前年度同様1,000万円をそれぞれ計上しました結果、先に申しあげましたように予算総額では84億2,510万6,000円となる予算を提案させていただいております。

議案第27号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

であります。歳入予算では、国民健康保険料5億2,205万4,000円、国庫支出金7億6,645万3,000円、療養給付費交付金1億2,211万5,000円、前期高齢者交付金6億3,181万4,000円、県支出金1億2,286万1,000円、共同事業交付金2億8,801万9,000円、一般会計及び基金からの繰入金2億1,786万2,000円など、総額で27億230万4,000円であります。

一方、歳出予算では、保険給付費18億6,283万2,000円、後期高齢者支援金等2億4,743万2,000円、老人保健拠出金7,380万2,000円、介護納付金1億2,944万6,000円、共同事業拠出金3億903万6,000円、保健事業費では2,000万2,000円など総額で27億230万4,000円となり、前年度に比べ3,467万6,000円、1.3%の減となる予算案を提案させていただ

いております。

議案第28号 平成20年度紀北町老人保健特別会計予算

であります。歳入予算では、支出基金交付金1億4,741万円、国庫支出金9,290万円、県支出金2,324万6,000円、一般会計からの繰入金2,735万円など総額で2億9,099万6,000円です。

一方、歳出予算では、総務費409万7,000円、医療諸費2億8,689万9,000円で、総額2億9,099万6,000円となり、前年度に比べ28億3,326万2,000円、90.7%の減となる予算案を提案させていただいております。

本年4月から75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度が発足し、そのほとんどが後期高齢者医療特別会計に移行しますので大幅な減額となっております。

議案第29号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

であります。歳入予算では、後期高齢者医療保険料1億2,963万3,000円、一般会計からの繰入金3億2,947万8,000円で、歳入総額4億5,911万1,000円です。

一方、歳出予算では、総務費1,322万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金4億4,588万2,000円などで、総額4億5,911万1,000円となる予算案を提案させていただいております。

なお、本会計は本年4月から新たにスタートする会計であります。

議案第30号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

であります。歳入予算では、サービス収入1億6,555万7,000円、基金繰入金339万円など総額で1億6,923万4,000円です。

一方、歳出予算では、総務費1億6,276万7,000円、サービス事業費643万円など総額で1億6,923万4,000円となり、前年度に比べ106万6,000円、0.6%の増となる予算案を提案させていただいております。

議案第31号 平成20年度紀北町水道事業会計予算

であります。収益的収入及び支出でございますが、収入では営業収益及び営業外収益などで、4億1,745万6,000円、支出では営業費用及び営業外費用などで4億375万4,000円となる予算案を、また、資本的収入及び支出では、収入5億2,251万6,000円を、支出で7億2,159万3,000円となる予算案を提案させていただいております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,907万7,000円は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

議案第32号 財産の処分について

であります。近畿自動車道尾鷲勢和線事業のため、町有財産の紀北町地域産物展示販売施設「お魚らんど海山」木造平屋建て564.65㎡を1億1,894万3,845円で処分することに伴い、三重県土地開発公社理事長 高杉 勲と物件移転補償契約を締結するにあたり「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、24議案につき提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

続きまして、内容の説明を求めます。

議案第9号から第11号までの説明を求めます。

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

それでは、1ページをお願いします。

議案第9号 紀北町後期高齢者医療に関する条例

紀北町後期高齢者医療に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

医療制度改革による後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されることに伴い、町における事務等を定めるため、本条例を制定するものでございます。

2ページをお願いします。

紀北町後期高齢者医療に関する条例

この条例は、後期高齢者医療の事務に関して、町が行う事務について定めるものでございます。

第1条では、町が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び三重県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の定めがあるもののほかは、この条例に定めるところとするとなっております。

第2条では、町が行う事務として、葬祭費の支給申請書の受付や、保険料通知書の引渡し、

保険料の徴収猶予、減免に係る受付や、通知書の引渡し、ほかにはこれに付随する窓口業務となっております。

第3条では、保険料を徴収すべき被保険者について定めておりますが、紀北町に住所を有する被保険者であることや、他市町の病院等に入院し、住所変更をした場合に、被保険者となるのは住所変更前の市町村であること、いわゆる住所特例を定めております。

第4条では、普通徴収に係る保険料の納期等について定めております。

第5条では、督促手数料。

第6条では、延滞金について定めております。

第7条では、罰則について。

第8条・第9条では、偽り、その他不正の行為が起きた場合の過料について定めております。

附則では、第1条で、施行期日を平成20年4月1日とし、第2条では、被用者保険の被扶養者であった方については、20年度に限り4期から徴収する規定を設けております。

以上が、紀北町後期高齢者医療に関する条例の概要でございます。

よろしく願いいたします。

宮澤清春住民課長

次に、5ページをお願いします。

議案第10号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

「老人保健法」（昭和57年法律第80号）が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ全面改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。7ページをお願いいたします。

第2条、第7項の旧の老人保健法を、高齢者の医療の確保に関する法律に名称変更し、これを平成20年4月1日から施行するものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

宮澤清春住民課長

次に、8ページをお願いいたします。

議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）等の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

18ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明をさせていただきます。

主な改正点といたしまして、第5条の一部負担割合は、第1号では、6歳に達した日の最初の3月31日の翌日以後から70歳に達する日の属する月以前のである場合とすること。

第2号では、2割の対象年齢が義務教育就学前まで引き上げられ、第3号では、1割から2割負担に、第4号では、上位所得者に係る説明が国民健康保険法第42条第1項第4号の規定が適用されるものであることに改正するものでございます。

第7条 葬祭費の支給につきましては、3万円から5万円に引き上げるものでございます。

19ページでございます。12条の保険料の賦課額については、新たに後期高齢者支援金等賦課が設けられたので、これを追加するものでございます。

第13条の一般被保険者に係る基礎賦課総額においても、第1号では医療分と介護分の自己負担を合算し、限度額を超えた場合に助成する、いわゆる高額介護合算療養費、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金や療養病床から老人保健施設等への転換を支援する病床転換支援金が設けられましたので、これも保険料の算定に加えることとなり、21ページの第2号では、これらの支援金に対する国の負担金等についても控除するとなっております。

第17条は、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を定めておりまして、第4号では基礎賦課総額の100分の15に相当する額を賦課することとしておりますが、この中で特定世帯に係る平等割については軽減することとしております。

23ページの第21条の2の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所帯別平等割額の算定では、一般被保険者と同様に算定するということとなっております。

24ページの第22条の基礎賦課限度額につきましては47万円となります。

第22条の2、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額は、第1号の後期高齢者支援金等、及び病床転換支援金の納付に要する費用の額から、後期高齢者支援金及び病床転換

支援金の額に、退職被保険者等所得割合を乗じて得た額を控除した額から、第2号の国の負担金助成交付金等の額を控除することとなっております。

25ページでございますが、第22条の3、第22条の4、第22条の5につきましては、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額、資産割額の算定について定めております。

第22条の6は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について定めておりまして、第1号で所得割100分の35、第2号で資産割100分の15、第3号で被保険者均等割100分の35、第4号で所帯別平等割100分の15となっております。

第22条の7と、27ページの第22条の8、第22条の9、第22条の10、第22条の11は、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、所帯別平等割額について定めております。

第22条の12は、後期高齢者支援金等賦課額限度額を10万円としております。

28ページの第31条は、賦課期日後に納付義務の発消滅、または被保険者数の異動等があった場合において、介護保険納付金額や保険料を減額する場合の月割について定めております。

29ページの第34条、保険料の減額では、保険料を減額して得た額については、56万円から47万円を限度額とすることと、特定同一世帯所属者を加えております。

31ページの旧の第5項を第6項とし、新の第4項の次に、第5項として後期高齢者支援金等賦課額の減額について読み替え規定を設けております。

第39条、保険料の減額では、被用者保険の被扶養者であった65歳以上の被保険者について、新たに保険料が発生するため、必要な方には減免措置ができることとなっております。

32ページの附則の第7項は、国民健康保険を削り、もしくは特定同一世帯所属者を追加し、以下特定公的年金等控除額というのを削り、33ページの第8項から34ページの第11項を削除し、35ページの旧の第12項では、もしくは特定同一世帯所属者を加え、同項を第8項とし、旧の第13項、36ページの第14項では、世帯主又はに変更し、もしくは特定同一世帯所属者を加え、第13項を第9項とし、第14項を第10項とし、旧の第15項では国民健康保険を削り、もしくは特定同一世帯所属者を加え、同項を第11項とし、37ページの旧の第16項を第12項に、第17項を第13項に、旧の第18項では、もしくは特定同一世帯所属者を加え、同項を第14項とし、旧の第19項を第15項とし、38ページの旧の第20項と第21項では、もしくは特定同一世帯所属者を加え、第20項を第16項に、第21項を第17項とし、39ページの第18項として、平成20

年度の仮徴収の特例を加えることとしております。この特例につきましては、特別徴収に係る年金額について均衡が図られるよう調整するものとなっております。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行し、経過措置としましてこの条例による改正後の紀北町国民健康保険条例の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例によるということでございます。

以上が、紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長

次に、議案第12号の説明を求めます。

川合総務課長。

川合誠一総務課長

それでは議案第12号についてご説明申し上げます。

40ページをご覧ください。

議案第12号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例

紀北町行政組織条例（平成17年紀北町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年度3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

「老人保健法」（昭和57年法律第80号）の「高齢者の医療の確保に関する法律」への全面改正等に伴う課の事務分掌を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

それでは新旧対照表でご説明申し上げます。

42ページをご覧ください。第2条事務分掌でございますが、法改正により本年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、課の事務分掌が一部変更になることから同条の住民課の事務分掌中、第13号老人保健を後期高齢者医療に改めるものであります。また、福祉保健課の事務分掌では同上第11号老人保健法（保健事業）に関することを削除し、第12号の健康づくりの推進に関することに一本化するとともに、第12号から第16号を、第11号から第15号にそれぞれ1号ずつ繰り上げるものであります。なお、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長

次に、議案第13号の説明を求めます。

太田財政課長。

太田哲生財政課長

43ページをご覧ください。

議案第13号 紀北町特別会計条例の一部を改正する条例

紀北町特別会計条例（平成17年紀北町条例第47号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀北町簡易水道事業特別会計を廃止し、水道事業会計に統合することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

それでは45ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第1 第1条関係、別表第2 第2条関係において、紀北町簡易水道事業に事業特別会計に関する箇所を削除するものであります。

現在、紀北町特別会計条例には2つの特別会計がありまして、紀北町簡易水道事業特別会計と、紀北町介護サービス事業特別会計であります。このうち紀北町簡易水道事業特別会計を廃止しようとするものであります。廃止後の業務は紀北町水道事業会計が引き継ぎます。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

議長

次に、議案第14号から第16号までの説明を求めます。

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

議案第14号につきまして、ご説明いたします。

46ページをお願いいたします。

議案第14号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例

紀北町消防団条例（平成17年紀北町条例第148号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

消防団員の定員の見直し及び団長補佐の職を廃止することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

消防団員の定数の定員の見直しにつきましては、昨年、紀伊長島方面隊第5分団の解散に伴い、消防団員数が減少したため、現在の消防団員の実数を考慮し、定員を見直すものでございます。

団長補佐の職の廃止につきましては、本条例の施行時、平成17年10月11日におきまして、経過措置の中で団長補佐の職については、この条例の施行日から3年以内に廃止を行うものと定められておりますことから、今回の改正を行うものでございます。

それでは内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

48ページをお願いいたします。

定員第4条中の470人を420人に改めるものでございます。

次に、第11条第3項中、団長補佐の字句を削除するものでございます。

次に、別表第1（第12条関係中）団長補佐の項を削除するものでございます。

附則の施行期日は、この条例は平成20年4月1日から施行いたします。

中原幹夫危機管理課長

続きまして議案第15号をご説明いたします。

49ページをお願いいたします。

議案第15号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀北町消防団の団長補佐の職を廃止することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

前議案でご説明しました消防団条例の団長補佐の職の廃止に伴い、この条例も同様に改正するものでございます。

それでは新旧対照表でご説明いたします。51ページのほうをお願いいたします。

別表（第5条関係）補償基準額表中の団長補佐の字句を削除し、団長、団長補佐、副団長及び方面隊長を、団長、副団長及び方面団長に改めるものでございます。

附則の施行期日は、この条例は平成20年4月1日から施行いたします。

中原幹夫危機管理課長

続きまして議案第16号をご説明いたします。

52ページをお願いいたします。

議案第16号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年紀北町条例第151号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀北町消防団の団長補佐の職を廃止することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

この条例も前議案同様に、団長補佐の職の廃止に伴い改正するものでございます。

それでは54ページをお願いいたします。

別表（第2条関係）退職報償金支給額表の、及び団長補佐の字句を削除し、団長及び団長補佐を団長に改めるものでございます。

附則の施行期日は、この条例は平成20年4月1日から施行いたします。

以上でございます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

次に、議案第17号から第19号までの説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

それでは議案第17号を説明させていただきます。55ページをお願いいたします。

議案第17号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（平成17年紀北町条例第175号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年 3 月 6 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

北部簡易水道事業を地方公営企業法に適用させるにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

改正につきましては、57ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条の経営の基本のところ、第3項給水人口を2万7,560人に、第4項1日最大給水量は1万2,629立法メートルに改正するものであります。

旧の数値は、合併時旧両町のを合算したのですが、今回は法に基づく許認可の数値ということで改正をさせていただきました。

第8条の特別会計でございますけれども、旧条例の、ただし、北部簡易水道を除くを削除するものでございます。

なお、施行期日につきましては、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

村島成幸水道課長

続きまして、議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

紀北町水道事業分担金徴収条例（平成17年紀北町条例第177号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年 3 月 6 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀伊長島区における開発行為負担金徴収の廃止及び北部簡易水道事業を公営企業法に適用させるにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

60ページで説明をさせていただきます。

第2条の分担金徴収でございますけれども、ただし書きのところの管理者を、管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）に改めるものでございます。

これは地方公営企業法に基づく語句の訂正したものでございます。

第3項の第1項各号に掲げる水道事業の紀伊長島区の給水区域内において開発行為を行うことにより給水を受けようとする者から、水道施設及び給水に関する費用を、別に定めると

ころにより負担金として徴収するものを、これを削るものであります。

また、第3条の徴収を納付に改正するものであります。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行いたします。

村島成幸水道課長

続きまして議案第19号、61ページをお願いいたします。

紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業給水条例（平成17年紀北町条例第178号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀伊長島区及び海山区の料金体系を統一するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

66ページをお願いいたします。

まず目次でございますが、第4章の紀伊長島区における文言のみを削除して、第5章海山区における料金及び手数料（第34条から第44条）を削除し、第6章管理を第5章に、第7章貯水槽水道を第6章に、第8章補則を第7章に改めるものでございます。

これは本条例中に紀伊長島区及び海山区の料金及び手数料がそれぞれ定められていたものを、今回の改正により統一するものであるからでございます。

まず、第3条の定義ですけれども、管理者を管理者の権限を要する町長（以下「管理者」という。）に改めます。

第4条の第3号でございますけれども、私設消火栓、消防用を、私設水道管に取付けられ、かつ、消防用にと改めるものでございます。

第5条の給水装置新設などの見出しでございますけれども、これを工事に改めます。

また、文書中の撤去、又は撤去しようとする者はというところを、又は撤去の工事（以下「工事」という。）に改めるものでございます。

第2項でございますけれども、（新設等の費用負担）のところを、（工事の費用負担）に改め、第6条中の給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担を、工事の費用については、当該給水装置の工事の申込みをした者の負担とするに改めるものでございます。

67ページをお願いします。

第7条のところでは給水装置工事は、工事はに改め、第2項の同じく工事をに改めるものでございます。

第4号の給水装置の請求を工事の申込みに改め。

第15条でございますけれども、第3項を給水の制限又は停止のため、使用者又は所有者に損害を生ずることがあっても、町はその責めを負わないということで、対象をはっきりさせたということでございます。

また18条第3号のところにつきましては、町長を管理者にということで改めるものでございます。

第21条では、条例中、ときの場合に、また2号のところでも、ときの場合に改めるものでございます。

第4章のところでは、紀伊長島区における料金及び手数料を料金及び手数料に改めるものでございまして、料金第26条につきましては、料金は別表に定めた口径別基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとするということで、前条旧では10円未満となっていたところを、1円未満の端数ということに改正をさせていただきました。

それから第2項を新たに、管理者は必要とあると認めたときは、前項の規定にかかわらず、毎月の定例日、又は随時に使用水量を計量し、料金を算定することができるということを追加したものでございますが、失礼しました。第27条の第1項なんです、料金は隔月の定例日に使用水量を計量し、その日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合において、使用水量は各月均等に使用したものとみなす。ということに改めております。

第2項について、このとおりでございます。

また、第28条では、町長を管理者にと改め、該当するときはを該当する場合はに改め、使用水量及びを又はにそれぞれ改めるものでございます。

69ページをお願いいたします。

第29条、特別な場合における料金の算定でございますけれども、月の途中で使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の基本料金は、次のとおりとするに改めさせていただきます。

また、第2項では、定例日から翌々月の定例日までの途中においてその用途又はメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多いものの料率を適用する。

第3項、料率の異なる2種以上の用途に使用した場合の料金は、料率の高いものを適用するというところで新設をさせていただいております。

第30条では、町長の明記を管理者に改めております。

第2項は割愛させていただきます。

料金の徴収方法、第31条ですけれども、料金は使用水量を計量した日の属する月分及びその前月分として2か月分をまとめて徴収する。ただし、第27条第2項に規定するものについては、毎月又は随時に徴収することができるということで、これにつきましては、2か月検針、2か月徴収に全町を統一するものでございます。

第32条の手数料ですが、町長を管理者に改めて、第1号では、口径の表記を13mm、20mm、70ページですけれども、25mm、30mm及び40mm、50mm、75mm及び100mmに改めるものです。

それから第33条では、町長を管理者にということでございます。

第5章の第34条から44条までを削ります。

72ページをお願いいたします。

第45条の給水装置の検査等を第34条に改め、不正又は不相当と認めるときを加えます。

第2項では、前項に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする等を設け、負担を明らかにさせていただきます。

第46条を35条にしております。

また47条は36条に、文中ですね、ときを、場合に改めております。

1号では、第26条の次の及び第35条、それから、第41条の使用料及び第42条を削除しております。

第2号では、及び第36条を削っております。

また、第45条を第34条に改めております。

続きまして、73ページをお願いいたします。

第48条を第37条に、第49条を第38条に改め、旧の給水装置を削りました。

第50条を第39条に、第1項でございますけれども、第5条の承認を受けずに工事を行った者ということで改正をさせていただきます。

また2号でございますけれども、及び第36条を削除して、第45条を第34条に、第47条を第36条に改めるものでございます。

第4号では、及び第35条を削り、第41条の使用料又は第32条及び42条を第32条に改めます。また51条を40条に、及び第35条、第41条の使用料又は第32条及び42条を第32条に改めます。

第7章を第6章に、町の責務を管理者の責務に、第52条を第41条に、第53条を42条に。

第8章補則を第7章補則に、第54条を第43条に、文中の条例中の町長を管理者に改めるも

のでございます。

75ページをお願いいたします。別表の（第26条関係）の改正された水道使用料金表のみ説明をさせていただきます。

1か月につき、区分ですが、上水道、簡易水道でございます。口径別基本料金（口径mm）13は630円、20は1,050円、25は1,680円、30は3,150円、40は6,300円、50は9,450円、75は1万2,600円、100は1万5,750円。

従量料金（1立方メートルにつき）1では1立方メートルから8立方メートルまでの分、63円に、9立方メートルを超え20立方メートルまでの分は105円、3の20立方メートルを超え40立方メートルまでの分は131円25銭、4の40立方メートルを超え60立方メートルまでの分は136円50銭、5の60立方メートルを超え100立方メートルまでの分は157円50銭、6の100立方メートルを超え200立方メートルまでの分は168円、7の200立方メートルを超える分178円50銭、8の1公衆浴場用①1立方メートルから400立方メートルまで73円50銭、②400立方メートルを超える分94円50銭、2の一時使用、1立方メートルにつき525円。

種別、用途、営農用で区域、海山区小浦区域、料金は1か月1アールにつき52円50銭というふうに改正をさせていただくものでございます。

戻りまして74ページ、施行期日ですけれども、この条例は、平成20年7月1日から施行するというものでございます。どうかご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時 55分）

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

次に、議案第20号の説明を求めます。

太田財政課長。

太田哲生財政課長

平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容について説明いたします。

議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

平成19年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,489万 7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億 4,925万 3,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

2ページから7ページは第1表 歳入歳出予算補正の総括で、款項の区分であります。

8ページをご覧ください。

（以下予算書により詳細に説明）

議長

次に、議案第21号と議案第22号の説明を求めます。

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

それでは議案第21号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成19年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,651万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億 568万 6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

（以下予算書により詳細に説明）

宮澤清春住民課長

続きまして議案第22号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町の老人保健特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億 4,241万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億 1,977万 4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に、議案第23号と議案第25号の説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

議案第23号を説明をさせていただきます。

予算書のほうお願いいたします。

平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

平成19年度紀北町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,100万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億182万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

4ページをお願いします。

(以下予算書により詳細に説明)

村島成幸水道課長

続きまして議案第25号を説明させていただきます。

平成19年度紀北町水道事業会計補正予算(第3号)

予算書の1ページをお願いいたします。

(総則)

第1条 平成19年度紀北町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによ

る。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度紀北町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)第1款 事業水道事業収益は3,903万3,000円を増額し、3億7,818万6,000円に、その内訳は、第1項 営業収益は959万1,000円を減額して、2億8,737万6,000円に、第3項 簡易水道営業収益132万9,000円を減額して、3,695万9,000円に、第4項 簡易水道営業外収益は4,995万3,000円を増額して、5,317万円にするものであります。

(支出)第1款 水道事業費用44万2,000円を減額して、3億3,399万6,000円に、その内訳は、第2項 営業外費用36万8,000円を減額して、6,615万9,000円に、第4項 簡易水道営業外費用7万4,000円を減額して、592万9,000円にするものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,898万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)第1款 資本的収入は5,973万6,000円を減額して、2億8,296万9,000円に、第1項 負担金は3,750万円を減額して、492万1,000円に、第2項 補助金は6万4,000円を増額して、1,044万8,000円に、第3項 企業債は2,230万円を減額して、2億6,760万円にするものでございます。

2ページをお願いいたします。

(支出)第1款 資本的支出は5,999万7,000円を減額して、5億4,195万5,000円に、第1項 建設改良費は3,696万2,000円を減額して、1億3,606万4,000円に、第2項 企業債償還金は2,303万5,000円を減額して、4億589万1,000円にするものであります。

(企業債)

第4条 補正予算(第2号)第4条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

今回、上水道事業借換債を2,300万円減額し、限度額を2億6,500万円に、簡易水道事業債を30万円増額し、130万円に、過疎対策事業債は40万円を増額して、130万円にそれぞれ定めようとするものであります。計2,230万円を減額して、2億6,760万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「1,014万 4,000円」を「1,016万 1,000円」に改める。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、9ページから説明させていただきます。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に、議案第24号の説明を求めます。

福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

議案第24号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)

平成19年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、事項別明細で説明させていただきます。

今回の補正につきましては歳出のみの補正でして、それでは歳出予算の5ページをお願いします。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

ここで2時10分まで暫時休憩いたします。

(午後 1時 54分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 10分)

議長

次に、議案第26号の説明を求めます。

太田財政課長。

太田哲生財政課長

平成20年度紀北町一般会計当初予算の内容について説明いたします。

議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算

平成20年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億 2,510万 6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8

億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

3ページから8ページは歳入歳出予算の総括で、款項の区分であります。

9ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。ここで訂正をお願いいたします。訂正したところは後で差し替えをいたしますのでよろしくお願いいたします。この表の2番目のところなんですけど、複写機賃貸借契約の下の部分が長島支所分となっておりますけども、紀伊長島総合支所分の誤りでございます。後ほど、また、134ページも同じところがあるんですけども、またよろしくお願いいたします。

それでは10ページをご覧ください。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

ただいま財政課長から申し出がありました債務負担行為の訂正部分につきましては、議決対象となる部分であることから、差し替えをするよう指示をいたしております。

本日、会議終了までに準備していただき、差し替えすることといたします。よろしくお願いいたします。

議長

次に、議案第27号から29号までの説明を求めます。

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

それでは議案27号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成20年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億 230万 4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

宮澤清春住民課長

続きまして議案第28号 平成20年度紀北町老人保健特別会計予算について、ご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度紀北町老人保健特別会計予算

平成20年度紀北町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億 9,099万 6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1

億 2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

6ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

宮澤清春住民課長

続きまして議案第29号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

平成20年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,911万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは6ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

ここでちょっと注意申し上げておきます。

会議規則には会議中みだりに議席を離れてはならないという規定がされておりますので、注意して下さるようお願い申し上げます。

特に、会議録署名議員として指名されている場合は、新たに署名議員の指名が必要となりますので、十分注意してください。

議長

ここで3時40分まで暫時休憩いたします。

(午後 3時 25分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 3時 40分)

議長

さきほど財政課長より申し出のあった訂正については、新しいものを配布させていただきましたので、各自差し替えしていただくようお願い申し上げます。

9ページと134ページの2枚でございます。

次に、議案第30号の説明を求めます。

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

議案第30号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

平成20年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,923万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3,600万円と定める。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、事項別明細で説明いたします。

歳入予算から説明をいたします。

6ページからお願いします。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に、議案第31号の説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

それでは議案第31号 平成20年度紀北町水道事業会計予算について、説明させていただきますが、まず本町の水道事業会計は、紀伊長島区の水道事業と簡易水道事業及び海山区の上水道事業で運営を行ってきましたが、本年度からは海山区の北部簡易水道事業も地方公営企業法の規定を適用することとし、紀北町の水道事業会計は20年度から1つになります。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|--------------------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 9,830戸 |
| (2) | 年間総給水量 | 280万 3,483 ^m ₃ |
| (3) | 一日平均給水量 | 7,681 ^m ₃ |
| (4) | 主な建設改良事業 | 便ノ山地区配水管布設替工事 1,600万円 |
| | | 高速道路建設工事に伴う馬瀬浄水場移転工事 2億 295万円 |
| | | 古里・道瀬簡易水道統合整備事業 1億円 |
| | | 町道古里・江ノ浦線配水管布設工事 1,280万円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入	第1款 水道事業収益	4億 1,745万 6,000円
	第1項 営業収益	2億 8,430万 4,000円
	第2項 営業外収益	62万円
	第3項 簡易水道営業収益	1億 1,601万 5,000円
	第4項 簡易水道営業外収益	1,651万 7,000円
支出	第1款 水道事業費用	4億 375万 4,000円
	第1項 営業費用	2億 4,123万 5,000円
	第2項 営業外費用	4,245万 3,000円
	第3項 簡易水道営業費用	8,759万 1,000円
	第4項 簡易水道営業外費用	3,244万 5,000円
	第5項 特別損失	3万円

でございます。

2ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 9,907万 7,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

収入	第1款	資本的収入	5億2,251万6,000円
	第1項	負担金	2億1,699万円
	第2項	補助金	4,952万6,000円
	第3項	企業債	2億5,600万円
支出	第1款	資本的支出	7億2,159万3,000円
	第1項	建設改良費	3億8,989万8,000円
	第2項	企業債償還金	3億3,169万5,000円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ800万円及び170万4,000円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、上水道事業借換債8,000万円、簡易水道事業借換債9,300万円、簡易事業借換債9,300万円、簡易水道事業債4,150万円、過疎対策事業債4,150万円、計2億5,600万円であります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2億4,300万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,459万 5,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,117万 1,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800万円と定める。

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、22ページの予算実施計画説明書で説明させていただきます。

22ページをご覧ください。

(予算実施計画説明書により詳細に説明)

議長

次に、議案第32号の説明を求めます。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

議案第32号について説明申し上げます。

議案書の79ページをご覧ください。

議案第32号 財産の処分について

次のとおり財産を処分するものとする。

記

1. 財産の所在地 紀北町海山区船津 863番地 1
2. 財産の名称 紀北町地域産物展示販売施設「お魚らんど海山」
3. 構造及び延べ床面積 木造平屋建て 564.65平方メートル
4. 移転補償契約金額 1億 1,894万 3,845円
5. 契約の相手方 津市栄町1丁目 891番地
三重県土地開発公社 理事長 高杉 勲

平成20年3月6日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

「近畿自動車道尾鷲勢和線事業」のために物件移転補償契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決

を求めるものでございます。

続きまして80ページをお願いします。

資料1は、国土交通省から提示された資料に基づきまして作成いたしました補償金の明細表でございます。

補償金総額は1億1,894万3,845円でございます。

補償金の内訳は、建物移転料は建物面積564.65㎡に対し、9,942万4,930円でございます。

また、工作物の移転料は、建物に付随する工作物以外の物件、一般にいう外回りの物件の移転の補償であり、本件ではアスファルト舗装、看板撤去等が対象となり、1,491万545円でございます。

次に立竹木の補償金につきましては、エノキ、アカメガシワ、ハゼの移植補助金8万5,820円でございます。

動産移転料については、冷蔵ケース、テーブル、イス等の物件の移転料20万4,600円でございます。

また、移転雑費補償金431万7,950円は、建物移転に際し、必要となる諸経費であり、建物リサイクル法及び家電リサイクル法等に要する費用でございます。

以上、これらの各補償項目を合計いたしますと、補償金が1億1,894万3,845円となります。

なお、国土交通省と三重県土地開発公社において、国庫債務負担行為を締結しているため、契約の相手方は三重県土地開発公社でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

日程第30

議長

次に、日程第30 陳情案件につきまして、お手元に配布のとおり1件ここに受理することとし、別紙文書表により朗読させ、説明にかえさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(陳 情 文 書 表 朗 読)

議長

以上で陳情の説明を終わります。

議長

これで、本定例会に上程されました案件についての説明はすべて終わりました。

お諮りいたします。

議案の質疑につきましては、第2日目、3月7日の本会議で行うことといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月7日の本会議で行うことといたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

(午後 4時 10分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 6月 10日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 奥村武生

紀北町議会議員 東 清剛